KOCHOだより ㊺

令和４年(2022年)10月13日

山口調理製菓専門学校長　須内章雅
Sunouchi Akimasa

○ 法律

私が記述する文章は本質ではない余談の方に向かっていくことが多いです。それでも読み続けていただいている方が何人かはいらっしゃるようなのでこれからも同じ方向性でいこうと思いますが …。

42 号では「教育とは」という書き出しで始めましたが、少々横道にそれました。今回は王道でいこうと思います。『教育小六法』に「教育基本法」が記載されてあります。その前文と第１条を紹介します。

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第１条（教育の目的）　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

「教育とは」と問われたとき、この文章でほぼすべて回答できるのではないかと思います。私なりの解釈は「これからもよりよい日本（そして世界）を築き続けるための人材育成」と表現してみます。

法律用語は一般的に難しい表現という印象がありますが、じっくり読んでみると大変よく考えて表現されている文章だと思います。大切なことを網羅しつつも数行に納めているというところがすごいですね。教育について悩み始めたときこの法律を読み返していくと解決へのヒントが見えてきそうです。

幼・小・中・高校では学習指導要領というものがあり、教師はそれに準拠して授業を進めていきます。これも毎日読むようなものではありませんが、授業の目的や方法などに悩んだとき、これを読み返すと道が開けてきます。根本となる法律というものは私たちを縛るものではなく、助けてくれるものだということにいつ頃からか気づきました。校則というものも本来は自分たちを守ってくれるものです。中には改善した方がよいものもありますが…（かつての中学生男子、一律坊主頭など）。

以上の内容で「教育入門」という一コマの授業が終わりそうです。しかしこれでは時間が余ってしまいます。せっかくの対面授業ですからこれを元にしたやりとりをどう構想するか、これからまた考えてみたいと思います。前文と第 1 条を読んでみた講座生たちはどんな疑問・質問を表現してくれるでしょうか？すぐには応えられないようなものが出てきたら面白いなと期待しています。

私はものづくりの講座も続けていますが、今回のような授業にお呼びがかかったのはありがたいことです。若い生徒・学生たちの柔軟性や成長を楽しく見ることができるのは歳を取ってきたことへのご褒美でしょうか。自分にも柔軟性を吸収して若返りたい（身体は無理でも頭は！）ものです。

○ 自校自賛

今回のメニュー：マカロン

夕方開催のプチ体験で参加した皆さんがつくったものです。少人数のため、通常よりもより多くの深い情報が吸収できたのではないかと思います。

最初からの手づくりです。

かわいい形でおいしい！